

第1章 総 則

第1節 方 針

1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、池田町の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧計画に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、防災の万全を期し住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、町民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持及び公共の福祉の確保を目的とする。

池田町の地域にかかる災害の対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

- (1) 町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに町災害対策本部の組織
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災教育及び訓練、防災上重要地域の調査・指定、その他の災害予防計画
- (3) 災害応急対策に関する次の計画
 - ア 防災組織の運用に関する計画
 - イ 災害輸送、通信及び災害対策要員に関する計画
 - ウ 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - エ 災害情報に関する計画
 - オ 災害防除に関する計画
 - カ り災者の救助保護に関する計画
 - キ 災害時における教育に関する計画
 - ク 災害警備に関する計画
 - ケ その他災害時における応急対策の計画
- (4) 災害の復旧に関する計画
- (5) その他必要な計画

2 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを

修正するものとする。

したがって、各機関は、毎年関係のある事項について町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

3 県地域防災計画との関連

- (1) この計画は、岐阜県地域防災計画と一体をなすものであり、抵触しないものとする。
- (2) この計画に定めのない事項は、岐阜県地域防災計画に準ずるものとする。
- (3) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、「岐阜県強靱化計画」を指針とするものとする。

このため、町は、国土強靱化に関する部分については、岐阜県強靱化計画の基本目標である、

- ① 町民の生命の保護が最大限図られること
- ② 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

4 計画の徹底

この計画は、各機関において平素から研究、訓練、研修その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関の対策に係る計画については、必要に応じ従事職員あるいは住民等に周知徹底を図るものとする。

第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 町本部とは、池田町災害対策本部をいう。
- (2) 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- (3) 県支部とは、岐阜県災害対策本部揖斐支部をいう。
- (4) 町計画とは、池田町地域防災計画をいう。
- (5) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (6) 町本部長とは、池田町災害対策本部長をいう。
- (7) 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (8) 県支部長とは、岐阜県災害対策本部揖斐支部長をいう。
- (9) 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、地すべり、洪水、豪雨、地震、その他異常な自然現象をいう。
- (10) 事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、放射性物質、可燃性物質、有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害、その他の大規模な人為的な事故をいう。
- (11) 災対法とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- (12) 災対法第8条第2項で定義されている要配慮者とは、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をいう。

なお、本計画中次の組織名称は、災害対策本部設置の如何により、それぞれ次のとおり読みかえるものとする。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織時）
町本部	池田町（総務部総務課）
町本部長	池田町長
本部連絡員	本部連絡員の担当職にある者
県本部	岐阜県（防災課）
県本部長	岐阜県知事
県本部〇〇部〇〇班	岐阜県〇〇部〇〇課
県揖斐支部	揖斐県事務所（振興防災課）
県揖斐支部長	揖斐県事務所長
県支部〇〇班	〇〇事務所等

第3節 防災に関する組織

1 町防災会議

町防災会議は、町長を会長として池田町防災会議条例（昭和39年条例第2号）第3条第5項に規定する者を委員として組織するもので、町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

- (1) 会長 町長
- (2) 委員
 - ア 副町長
 - イ 教育長
 - ウ 町議会議長
 - エ 区長連合会長
 - オ 消防団長
 - カ 女性防火クラブ委員長
 - キ 大垣消防組合北部消防署長
 - ク 揖斐警察署池田交番長
 - ケ その他町長が特に必要と認める者

2 防災上の責務

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、県内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活

動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県及び町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 住民

大規模災害発生の場合、防災関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、地域住民は、「自らの命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなを守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行う必要がある。

第4節 町及び防災機関の業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 町

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	<ol style="list-style-type: none"> 1 池田町防災会議に関する事務 2 防災に関する施設及び組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査及び報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大の防止対策 5 救助、清掃、防疫等災者の保護対策 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 被災町営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害対策要員の動員、雇上対策 11 災害時の交通、輸送の確保 12 被災施設の復旧対策 13 管内の関係団体が実施する災害対策等の連絡調整 14 防災活動推進のための公共用地の有効活用 15 その他災害対策

2 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 岐阜県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大の防止 5 救助、防疫等災者の救助保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 被災県営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害時における公安の維持 11 災害対策要員の動員、雇上 12 災害時における交通、輸送の確保 13 災害時における防災行政無線通信の防護と統制 14 被災施設の復旧 16 市町村が処置する事務、事業の指導、指示、斡旋 17 防災活動推進のための公共用地の有効活用

3 消防機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
大 垣 消 防 組 合	1 町本部が行う防災に関する施設、組織の整備と訓練の協力 2 災害による被害の調査と情報の収集 3 災害の防除と拡大防止 4 救助・救急及びり災者の保護 5 避難誘導 6 岐阜県防災ヘリコプター及び広域航空消防応援実施要綱によるヘリコプターの要請 7 緊急消防援助隊及び岐阜県広域消防応援協定に基づく応援要請 8 その他の災害対策

4 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
岐 阜 地 方 気 象 台	1 観測施設の整備 2 観測資料の収集整理 3 防災気象情報の発表と伝達 4 関係機関との連携による防災体制の強化 5 防災訓練の実施及び関係機関との協力 6 防災に関する知識の普及及び意識の啓発
中 部 森 林 管 理 局 岐 阜 森 林 管 理 署 揖 斐 森 林 事 務 所	1 国土保全事業の推進 (1) 治山事業の充実 (2) 保安林の整備とその適正な管理 2 災害予防対策 (1) 森林施業に当たり防災措置 (2) 山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検と予防対策 (3) 国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策 (4) 国有林野の火災防止対策 3 災害応急対策 (1) 災害応急又は災害復旧対策に必要な技術職員等の派遣 (2) 災害応急又は災害復旧資機材の貸付 (3) 災害復旧用材（木材）の供給 4 災害復旧対策 国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧
東 海 農 政 局	1 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等 2 米穀等応急食料の調達・供給 3 被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握
中 部 地 方 整 備 局 ・ 木曾川上流河川事務所 所 (揖斐川第一出張所) ・ 横山ダム管理事務所	1 施設の整備と防災管理 2 水防のための警報等の発表、伝達と水害応急対策 3 被災施設の調査と復旧 4 災害対策用機械等の貸付

東海財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有財の無償貸付等 2 県内未利用地の情報提供、有効活用 3 公共土木等被災施設の査定立会 4 地方公共団体に対する災害融資 5 災害時における金融機関等の緊急措置の指示
中部経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整
東海総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与
中部運輸局 岐阜運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における輸送の実態 2 災害時における自動車輸送事業者に対する輸送命令 3 災害時における自動車の応援手配 4 災害による不通区間における迂回輸送及び代替輸送等の指導 5 災害時における関係機関調整
中部地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 災害時における廃棄物に関すること

5 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第35普通科連隊) (航空自衛隊岐阜基地) (小牧基地)	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する調査推進 2 関係機関との連絡調整 3 災害派遣計画の作成 4 防災に関する訓練の実施 5 災害情報の収集 6 災害派遣と応急対策の実施

6 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
岐阜県警察 揖斐警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 治安、交通、犯罪の予防等の応急措置 2 災害広報並びに避難の指示及び誘導 3 被災者の救出、救護 4 警察通信の運用 5 遺体の見分、検視等 6 その他、町本部等防災関係機関が行う災害応急対策についての協力

7 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社(岐阜支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害時における緊急通話の取扱い 3 被災施設の調査及び災害復旧

日本赤十字社 (岐阜県支部)	1 医療、救護 2 救援物資の備蓄及び配分 3 その他災害救護に必要な業務
中部電力株式会社	1 電力施設の耐震化 2 電力供給の確保 3 電力緊急融通措置 4 電力施設の災害復旧
日本通運株式会社 (大垣支店)	1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資及び人員、輸送の確保 3 被災地の交通の確保
日本郵便株式会社	1 災害時における郵便事業の確保 (1) 郵便の運送、集配の確保 2 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分 (3) 被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社にあてる救助用物資を内容とする小包郵便物の料金の免除 3 郵便局の窓口業務の維持
日本放送協会 (岐阜放送局)	1 住民に対する防災知識の普及および警報等の周知徹底 2 住民に対する災害応急対策の周知徹底 3 放送設備の保守及び整備
独立行政法人 水資源機構 (徳山ダム管理所)	1 施設の整備と防災管理 2 被災施設の調査復旧 3 洪水調査

8 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(一社)岐阜県LPガス協会及び一般ガス導管事業者(県内事業者)	1 ガス施設等の整備と防火管理 2 災害時のガス供給 3 被災施設の調査と災害復旧
(一社)岐阜県トラック協会	1 安全輸送の確保 2 災害対策人員、輸送の確保 3 被災地の交通の確保
(一社)岐阜県医師会 (一社)岐阜県病院協会 (公社)岐阜県歯科医師会 (一社)岐阜県薬剤師会	1 医療活動の協力 2 防疫その他保健衛生活動の協力 3 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理に関すること。
(公社)岐阜県看護協会	1 看護師の派遣の協力
西濃用土地改良区 揖西用土地改良区 粕川一ノ井水土地改良区	1 農業用施設の整備及び防災管理 2 農業用施設の被害調査及び災害復旧
公益社団法人 岐阜県バス協会	1 被災者輸送確保 2 災害対策人員輸送確保
鉄道事業者	1 鉄道施設の整備

	2 列車の運行規制に係る措置 3 列車の運行状況の広報 4 鉄道施設等の応急復旧 5 鉄道施設等の災害復旧 6 応急運送の確保
報道機関	1 住民に対する防災知識の普及および警報等の周知徹底 2 住民に対する災害応急対策の周知徹底 3 放送設備の保守及び整備

9 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
いび川農業協同組合 揖斐郡森林組合	1 町本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林家に対する融資又はその斡旋 4 農林業共同利用施設の災害応急対策及び復旧 5 飼料、肥料等の確保又は斡旋
池田町社会福祉協議会	1 要配慮者支援活動の推進 2 災害ボランティアセンターの設置及び運営 3 生活福祉資金の貸付 4 ボランティア活動の推進
池田町商工会	1 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等についての協力 2 物価安定についての協力 3 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、斡旋
赤十字奉仕団	1 被災者の救助及び救護活動の協力 2 義援金の募集、受付及び配分協力
女性防火クラブ 少年消防クラブ	1 火災予防の啓発
防災上重要な施設の管理者 社会福祉施設の管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 施設利用者等の収容、保護 3 施設の災害復旧

10 災害上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
医療施設の管理者	1 医療施設の不燃耐震化 2 災害時における病人等の収容及び保護 3 災害時における被災負傷者の治療及び助産
金融機関	1 被災事業者等に対する資金融資、その他緊急措置
危険物、高圧ガス等取扱い機関 給油所等ガソリン取扱い機関	1 危険物、高圧ガス等の保安、防災管理 2 LPガス等の供給確保 3 ガソリン等危険物の防災管理 4 災害時におけるガソリン等の供給

1 1 地域住民の自主防災組織

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自 主 防 災 会	1 自主防災組織の整備 2 防災思想の啓発 3 防災資機材の整備、保守 4 防災訓練への参加協力 5 避難情報、災害情報の伝達 6 組織的初期消火 7 負傷者等の救出救護協力 8 組織的避難 9 給食給水活動 10 要配慮者の支援及びその他の相互扶助

第5節 町民等の基本的責務

1 町民の責務

「自らの生命は自ら守る」が、防災の基本的な考え方であり、町民はその自覚を持ち平時から災害に対する備えを心がけ、発災時には、自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する町民運動を展開しなければならない。

また、災害時には初期消火を行う。近隣の負傷者及び要配慮者を助け、避難所では自ら活動し、あるいは町、国、県、その他防災関係機関等が行っている活動に協力するなど、防災の寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は発災時の企業の果たす役割（生命の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事務所の耐震化、予想被害からの復興計画策定、各計画の点検及び見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めなければならない。

第6節 町地域の地勢と災害の概要

1 自然的条件

(1) 位置

本町は、東は神戸町、南は大垣市、西は垂井町、北は揖斐川町に隣接し、町の中央は国道417号が南北に縦走しており、大垣に12キロ、岐阜市へ20キロの位置にある。

(2) 地勢

本町は、木曾三川によって形成された広大な濃尾平野の西北端に位置し、東西7.3キロ、南北7.5キロ、面積38.79平方キロで西に924メートルの池田山を背負い、山地の総面積は町の総面積の3分の1に及ぶ。

町域には、揖斐川・杭瀬川・東川・深町川・中川・粕川の6つの1級河川が流れている。

(3) 気候

本町は、一般的にいう太平洋側気候に属し、夏は南寄りの季節風の影響を受け温暖多湿である。

冬期は、積雪は少ないが、寒暖の差が激しい盆地特有の気候となっている。

2 社会的条件

(1) 人口

本町の人口は、平成27年現在（国勢調査）24,347人となっている。

一方、一世帯当たりの人数は年々減少しており、核家族化の傾向が見られる。

また、急速に進んでいるのが高齢化で、平成27年現在の65歳以上の老年人口は6,477人で、人口の26.6%を占めており、要配慮者対策の重要性を示している。

3 災害条件

本町は、地勢の関係により、従来から火災、風水害が発生しており、原因別の災害概要と将来予想される災害の状況は、おおむね次のとおりである。

(1) 水害

水害は、本町の地勢的条件から山間部水害と平野部水害に大別される。

山間部水害は、土砂の崩壊、土地の流失等による被害が大きく、耕地等の流埋没あるいは、道路、橋梁、山地の損害等が甚だしいが、将来においてもこの程度の被害を主体とした水害が予想される。

平野部においては、最悪の場合、浸水の被害も予想される。

(2) 火災

本町の地域内においては、大災害の発生は少ないが、池田町連担地区は特に家屋が密集しているため、強風時あるいは大規模地震発生時には大火のおそれがある。

(3) 風害

台風による被害は、内陸地帯である関係から、他市町村に比べ軽微であるが、大型台風が本町西部ないしは琵琶湖上を北上する場合にあっては、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の第2室戸台風時のように相当規模の被害が広域にわたって発生している。

台風の規模とその進路によっては、従来同様の災害が予想される。

(4) 雪害

平地部の積雪は比較的少ないが、山間地の地区においては、大雪時には交通事故も多発しやすく、事故者の搬送等の困難が予想されるとともに、家屋等に被害が及ぶ。

(5) 震災

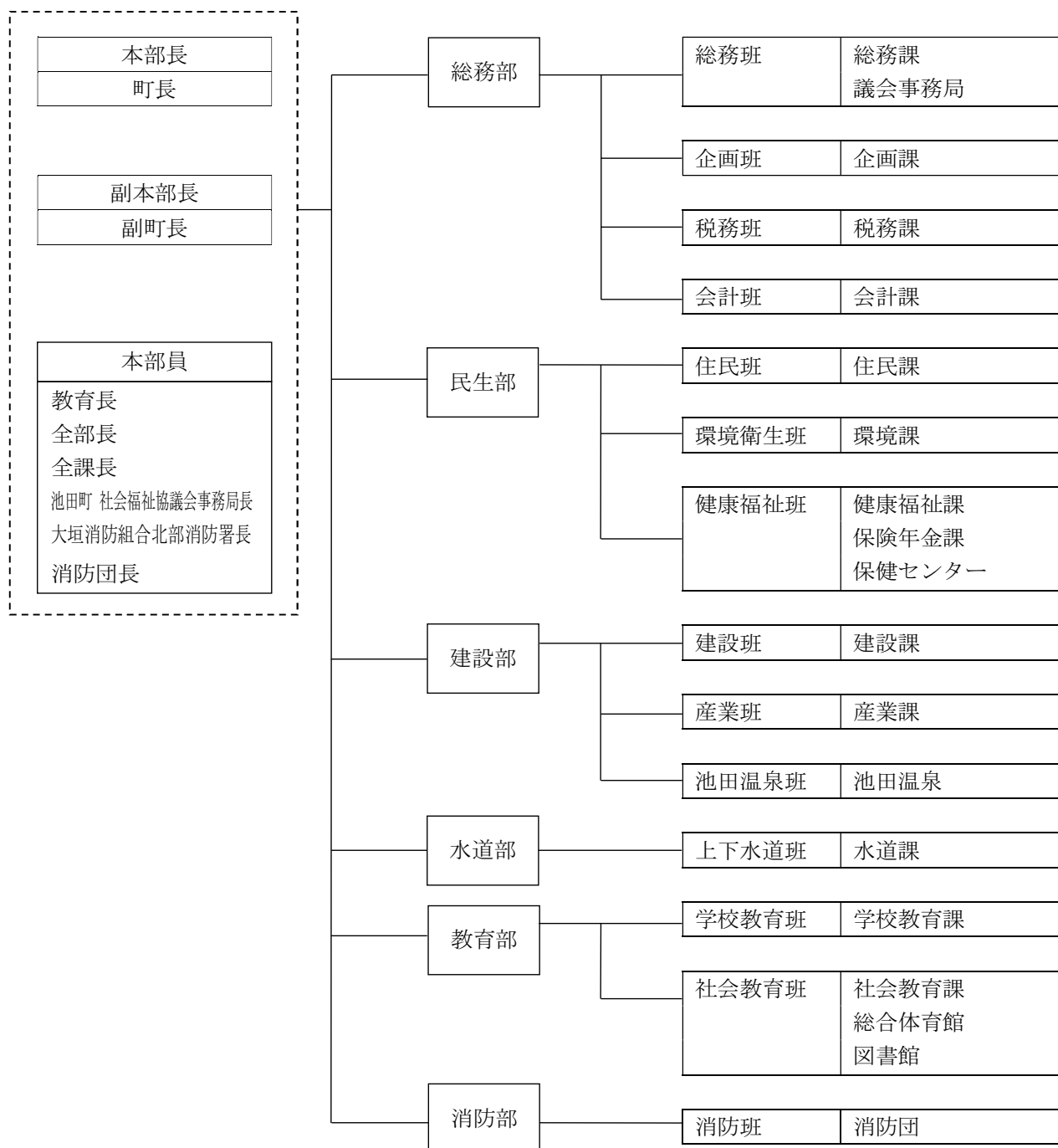
この地域には、国際的に有名な根尾谷断層をはじめ、関ヶ原断層、養老断層等の活断層がある。なかでも、池田山断層は町を縦断しており、この活断層が動いたとき発生する直下型地震の被害は、相当なものになると想定される。また、「地震対策編」にて後述するが、本町への影響が予想される海溝型地震の南海トラフ巨大地震、内陸直下型地震の養老-桑名-四日市断層帯地震においても同様である。

第7節 災害対策本部の組織

町本部は、池田町災害対策本部条例（昭和37年条例第15条）の定めに基づく次の組織によるものとする。なお、町本部の開設及び配置並びに職員の動員等その運用は、第3章第1項第1節「災害対策本部運用計画」によるものとする。

1 町本部の組織

本部員会議



2 町本部の事務分掌

部	班	担 当	分 担 任 務
総 務 部	総 務 班	総 務 課 議 会 事 務 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策全般に関すること。 2 防災会議及び防災関係機関との連絡に関すること。 3 気象予報警報等の受理伝達に関すること。 4 避難の勧告、指示に関すること。 5 被害報告及び情報のとりまとめに関すること。 6 職員の動員、派遣に関すること。 7 被災証明書の発行に関すること。 8 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 9 町議会に対する連絡及び議会の総括に関すること。 10 災害活動に協力する自治会との連絡調整に関すること。 11 災害現地との連絡に関すること。 12 防災行政無線の維持・管理・復旧に関すること。 13 災害関係文書收受・発送、物品管理に関すること。 14 被災職員の福利厚生に関すること。 15 災害救助従事職員の公務災害に関すること。 16 町有財産（各課所管の施設は除く。）の災害対策に関すること。 17 災害予算及び財政に関すること。
	企 画 班	企 画 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係広報に関すること。 2 災害状況記録撮影、情報提供の整理に関すること。 3 災害時の通信確保に関すること。 4 情報システム機器の維持・管理、復旧に関すること。 5 報道機関に関すること。
	税 務 班	税 務 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災証明書の受付に関すること。 2 り災家屋等の調査に関すること。 3 り災台帳の作成及びり災証明書の発行に関すること。 4 被災者に対する町税の減免及び徴収猶予に関すること。
	会 計 班	会 計 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係費の出納に関すること。 2 災害時における義援金等の受付、保管に関すること。 3 災害物資の出納に関すること。
民 生 部	住 民 班	住 民 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の誘導・救護に関すること。 2 仮設住宅の入居に関すること。
	環 境 衛 生 班	環 境 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の処理に関すること。 2 遺体の収容に関すること。 3 遺体処理及び埋・火葬に関すること。 4 災害時における塵芥収集に関すること。 5 災害時における糞尿収集に関すること。 6 死亡獣畜（犬、ねこ等）の処理に関すること。 7 災害時における動物（犬・ねこ等）の保護に関すること。

	健康福祉班	健康福祉課 保健センター 保険年金課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所・救護所の開設に関すること。 2 災害救助の実施に関すること。 3 避難所運営に関すること。 4 要配慮者・避難行動要支援者対策に関すること。 5 災害時における食料確保・給与、炊き出しに関すること。 6 住民ニーズの把握、ボランティア活動の把握に関すること。 7 災害に伴う医療費の減免に関すること。 8 義援金品の配分に関すること。 9 福祉施設の被害調査、災害対策及び復旧に関すること。 10 災害時における防疫に関すること。 11 災害対策用薬品に関すること。 12 災害時医療協力に関すること。 13 災害時における医師会等応援協力に関すること。 14 災害時における保健衛生対策に関すること。 15 保健衛生施設の被害調査、災害対策及び復旧に関すること。 16 福祉避難所の運営支援に関すること。
建設部	建設班	建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川等土木施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 水防全般の応急復旧対策に関すること。 3 災害復旧資材の調達、輸送に関すること。 4 交通の確保及び応急復旧対策に関すること。 5 応急復旧のための労働力の確保に関すること。 6 建設業者との災害対策のための連絡調整に関すること。 7 内水排除対策に関すること。 8 応急仮設住宅に関すること。 9 被災住宅の総合対策に関すること。 10 町営住宅の災害対策に関すること。 11 町有建築物等の応急復旧対策の協力に関すること。 12 災害輸送に関すること。
	産業班	産業課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林、畜産関係の被害調査及び災害対策に関すること。 2 農林畜産業用施設、農作物等の災害対策に関すること。 3 治山施設、林産物その他林業関係の災害対策に関すること。 4 家畜の診療、防疫対策及び死亡獣畜（牛・馬・豚等）の処理に関すること。 5 種苗、生産資材、肥料等の対策に関すること。 6 農業用ため池の応急復旧に関すること。 7 農業関係団体との連絡調整に関すること。 8 被災農家等に対する融資斡旋に関すること。 9 商工業関係の被害調査及び災害対策に関すること。 10 被災業者に対する融資の斡旋に関すること。 11 商工業関係団体との連絡調整に関すること。 12 災害時における食料輸送に関すること。

			<ul style="list-style-type: none"> 13 生活必需物資の確保に関する事。 14 商工業及び観光施設等の被害調査及び報告に関する事。
建設部	池田温泉班	池田温泉	<ul style="list-style-type: none"> 1 温泉施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 2 温泉施設の災害対策全般に関する事。 3 利用客の避難誘導に関する事。
水道部	上下水道班	水道課 水道事務所 浄化センター	<ul style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 2 水道施設の災害対策全般に関する事。 3 下水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 4 下水道施設の災害対策全般に関する事。 5 応急給水に関する事。
教育部	学校教育班	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校施設の被害調査、報告に関する事。 2 児童生徒等の避難誘導に関する事。 3 学校等、避難所の開設に関する事。 4 被災児童生徒の被害調査及び学用品、教科書等の支給計画に関する事。 5 災害時における児童生徒の災害活動の指導及び協力計画に関する事。 6 教育関係義援物品の受付に関する事。 7 各学校との連絡調整に関する事。 8 児童生徒等の健康管理と学校その他教育施設の衛生防疫に関する事。 9 災害時における学校給食の確保に関する事。 10 災害時における学校教育対策に関する事。
	社会教育班	社会教育課 総合体育館 図書館	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設及び文化施設、図書館の被害調査、報告に関する事。 2 利用者の避難誘導に関する事。 3 公民館等避難所の開設に関する事。 4 社会教育施設等の衛生防疫に関する事。 5 災害活動に協力する女性団体、青年団体等の連絡調整に関する事。
消防部	消防班	消防団	<ul style="list-style-type: none"> 1 町本部との連絡調整に関する事。 2 災害通信の確保に関する事。 3 消防施設の被害調査及び災害対策に関する事。 4 災害の警戒、防御、救助救出に関する事。 5 災害に対する広報に関する事。 6 被災者の救助及び避難者の保護並びに行方不明者の捜索に関する事。

3 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、教育長及び各部課長、池田町社会福祉協議会事務局長、大垣消防組合北部消防署長、消防団長で構成する。大規模な災害が発生、又は発生するおそれがあるときなど、必要に応じて開催し、災害対策本部にかかる災害応急対策の基本的な事項及び各組織において実施する対策の方針を定めるとともに、各組織において実施する対策の総合的な調整、推進に当たるものとする。

4 本部連絡員

災害対策について本部と各班の連絡及び本部員会議の庶務等に関する事務の処理を行うため、本部連絡員を置く。

本部連絡員は、町本部を開設したときは、各部から本部員の次の職にあるものを1名出す。ただし、災害の種類、規模等により本部員会議でその必要がないと認めるときはこの限りではない。

(1) 任務

本部連絡員は、次の事項を処理する。

- ア 本部員会議の庶務
- イ 本部長の命令指示等の伝達及び連絡
- ウ 気象警報等の関係機関への伝達
- エ 被害状況等災害情報の本部への報告及び本部情報の各部への伝達
- オ 総合（2部以上にわたって）実施を要する対策の連絡、調整
- カ 分担の明確でない軽易な事項の担当部の決定

(2) 勤務

本部連絡員は、本部を開設したときは本部室に勤務するものとする。ただし、災害の規模、程度等により、その必要がないと本部長が認めるときは、それぞれの所属部において待機するものとする。